

財団法人石川県国際交流協会寄附行為

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、財団法人石川県国際交流協会（以下「協会」という。）という。

(事務所)

第2条 協会は、主たる事務所を石川県金沢市本町1丁目5番3号に置く。

2 協会は、理事会の議決を経て、必要な地に従たる事務所を置くことができる。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 協会は、石川県の独自性を生かした国際交流・国際協力に関する必要な事業を行い、幅広い県民の参加による全県的な国際化を推進し、地域の活性化に寄与するとともに、石川の魅力を発揮し、世界での役割を高めることを目的とする。

(事業)

第4条 協会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 民間国際交流団体等相互の連絡及び調整
- (2) 国際交流並びに国際協力に関する啓発及び情報の収集・提供事業
- (3) 国際交流及び国際協力に関する相談事業
- (4) 国際交流及び国際協力に関する支援事業
- (5) 国際交流並びに国際協力に関する企画及び調査・研究
- (6) 国際交流及び国際協力に関する各種研修事業
- (7) 外国人留学生・研修生等の受入れ及び支援
- (8) 外国人留学生に対する地域文化の理解促進事業
- (9) 国際交流及び国際協力に関する業務の受託
- (10) その他前条の目的を達成するために必要な事業

第3章 財産及び会計

(財産の構成)

第5条 協会の財産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された財産
- (2) 財産から生ずる収入
- (3) 寄附金品及び補助金
- (4) 事業に伴う収入
- (5) 賛助会費
- (6) その他の収入

(財産の種別)

第6条 協会の財産は、基本財産と運用財産の2種とする。

2 基本財産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録中基本財産の部に記載された財産
- (2) 基本財産とすることを指定して寄附された財産
- (3) 理事会において、基本財産に繰り入れることを議決した財産

3 運用財産は、基本財産以外の財産とする。

(財産の管理)

第7条 協会の財産は、理事長が管理する。その管理の方法は、理事会の議決を経て定める。

2 基本財産のうち現金は、銀行その他金融機関への定期預貯金、地方債の証書貸付けの方法により地方公共団体に貸付け、信託会社への信託、国債、公社債の購入等安全確実な方法で保管しなければならない。

(基本財産の処分の制限)

第8条 基本財産は、これを処分し、又は担保に供してはならない。ただし、やむを得ない理由があるときは、理事会において理事の3分の2以上の同意を得て、その一部を処分し、又はその全部若しくは一部を担保に供することができる。

(経費の支弁)

第9条 協会の経費は、運用財産をもって支弁する。

(事業計画及び予算)

第10条 協会の事業計画及びこれに伴う予算は、理事長が作成し、毎会計年度開始前に、理事会の議決を得なければならない。これを変更する場合も同様とする。

(事業報告及び決算)

第11条 理事長は、会計年度ごとに次の書類により事業報告及び決算を作成し、会計年度終了後50日以内に監事の監査を受け、理事会の承認を得なければならない。

- (1) 事業報告書
- (2) 収支計算書
- (3) 正味財産増減計算書
- (4) 貸借対照表
- (5) 財産目録

(利益及び損失の処理)

第12条 毎事業年度の損益計算上利益が生じたときは、前事業年度から繰り越した損失を埋め、なお残余があるときは翌事業年度に繰り越すものとする。ただし、理事会の議決により、その全部又は一部を基本財産に繰り入れることができる。

(長期借入金)

第13条 協会が資金の借入をしようとするときは、その事業年度の収入をもって償還する短期借入を除き、理事会の議決を得なければならない。

(会計年度)

第14条 協会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第4章 役員等

(役員の種類)

第15条 協会に、次の役員を置く。

- (1) 理事長 1人
- (2) 専務理事 1人
- (3) 常務理事 1人
- (4) 理事 10人以上20人以内(理事長、専務理事及び常務理事を含む。)
- (5) 監事 2人以内

(役員の選任)

- 第 16 条 理事及び監事は、理事会において選任する。
- 2 理事長、専務理事及び常務理事は、理事の互選とする。
 - 3 理事及び監事は、相互に兼ねることができない。

(役員の職務)

- 第 17 条 理事長は、協会を代表し、会務を総括する。
- 2 専務理事は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、その職務を代行する。
 - 3 常務理事は、常務を処理し、理事長及び専務理事ともに事故あるとき又は理事長及び専務理事がともに欠けたときは、理事長の職務を代行する。
 - 4 理事は、理事会を構成し、会務の執行を決定する。
 - 5 監事は、次に掲げる業務を行う。
 - (1) 財産及び会計を監査すること。
 - (2) 理事の業務執行状況を監査すること。
 - (3) 財産、会計及び業務の執行について不正の事実を発見したときは、これを理事会又は石川県知事に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするため必要があるときは、理事会を招集すること。

(役員の任期)

- 第 18 条 役員の任期は、2 年とする。ただし、再任を妨げない。
- 2 補欠又は増員により選任された役員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。
 - 3 役員が辞任し、又は役員の任期が満了した場合であっても、後任者が就任するまでは、前任者がその職務を行わなければならない。

(役員の解任)

- 第 19 条 役員が次の各号の一に該当するときは、理事会において理事の 3 分の 2 以上の同意を得て、その役員を解任することができる。
- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に耐えないと認められるとき。
 - (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があると認められるとき。
- 2 前項の規定により役員を解任しようとするときは、解任の議決を行う理事会において、その役員に弁明の機会を与えなければならない。

(報酬等)

- 第 20 条 役員には、報酬を支給しない。ただし、常勤の役員には報酬を支給することができる。
- 2 役員には、費用を弁償することができる。
 - 3 報酬及び費用の弁償に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

(顧問)

- 第 21 条 協会に、顧問若干名を置くことができる。
- 2 顧問は、理事会の承認を得て理事長が委嘱する。
 - 3 顧問は、理事長の諮問に応ずるほか、理事長に対して意見を述べることができる。

第 5 章 理事会

(構成)

- 第 22 条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第 23 条 理事会は、この寄附行為に別に定めるもののほか、協会の運営に関する重要な事項を議決し、執行する。

(開催)

第 24 条 理事会は、次の場合に開催する。

(1) 理事長が必要と認めたとき。

(2) 理事の3分の1以上の者から、会議の目的たる事項を記載した書面をもって開催の請求があったとき。

(3) 第17条第5項第4号の規定により、監事が招集するとき。

(召集)

第 25 条 理事会は、前条第3号の場合を除いて理事長が招集する。

2 前条第2号の場合には、請求の日から14日以内に理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集する場合には、理事に対し、会議の目的たる事項及びその内容、日時並びに場所をあらかじめ文書をもって通知しなければならない。

(議長)

第 26 条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(定足数)

第 27 条 理事会は、理事の過半数の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第 28 条 理事会の議事は、この寄附行為に別に定めるもののほか、出席理事の過半数の同意をもって決する。

(書面表決)

第 29 条 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決し、又は他の理事を代理人として表決を委任することができる。この場合において、前2条の規定の適用については、書面表決者又は表決委任者は、出席したものと見なす。

(議事録)

第 30 条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 理事会の日時及び場所

(2) 理事の現在数

(3) 理事会に出席した理事の氏名(書面表決者及び表決委任者を含む。)

(4) 議決事項

(5) 議事の経過の概要及び結果

(6) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長のほか出席理事の中から、その理事会において選任された議事録署名人2人以上が署名押印しなければならない。

第6章 賛助会員

第 31 条 協会に、賛助会員を置くことができる。

2 賛助会員は、理事会において別に定めるところにより、会費を納入する。

3 前2項に定めるもののほか、賛助会員及び賛助会費に関し必要な事項は、理事会の議

決を経て、理事長が別に定める。

第7章 事務局

第32条 協会の事務を処理するため、協会に事務局を置く。

2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置き、理事長が、その任免を行う。

3 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

第8章 寄附行為の変更及び解散

(寄附行為の変更)

第33条 この寄附行為は、理事会において理事の3分の2以上の同意を得、かつ、石川県知事の認可を得なければ変更することができない。

(解散及び残余財産の処分)

第34条 協会は、民法第68条第1項第2号から第4号までの規定によるほか、理事会において理事の4分の3以上の同意を得、かつ、石川県知事の承認があったときに解散する。

2 解散時に存する残余財産は、理事会の議決を経、かつ、石川県知事の許可を得て、地方公共団体又はこの協会と類似の目的をもつ団体に寄附するものとする。

第9章 雑則

(委任)

第35条 この寄附行為の施行について必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

附 則

1 この寄附行為は、石川県知事の設立許可があった日から施行する。

2 協会設立当初の役員及び顧問は、第16条第1項、第2項及び第21条第2項の規定にかかわらず、別紙役員名簿及び顧問名簿のとおりとし、その役員の任期は、第18条第1項本文の規定にかかわらず、平成6年3月31日までとする。

3 協会設立当初の会計年度は、第14条の規定にかかわらず、設立許可のあった日から平成5年3月31日までとする。

4 協会設立初年度の事業計画及び収支予算は、第10条の規定にかかわらず、設立者の定めるところによる。

5 この寄附行為の変更は、石川県知事の認可のあった日から施行し、改正後の第3条及び第4条の規定は、平成8年4月1日から適用する。

6 この寄附行為の変更は、石川県知事の認可のあった日から施行し、改正後の第2条及び第7条の規定は、平成9年3月31日から適用する。

7 この寄附行為の変更は、石川県知事の認可があった日から施行し、平成11年5月19日から適用する。